ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先　住民企画課　住民環境係　12番窓口　☎77－8377

令和５年度版ごみ収集カレンダーの配布

令和５年度版ごみ収集カレンダーを広報３月号と共に各自治会へ配布しています。各家庭での保管をお願いします。

※令和５年度版は青色のカレンダーです。

ペットの飼育マナーを再確認しましょう

歩道や住宅付近に犬のフンやおしっこが後始末されていないことについての問い合わせが増えています。特に、豊永地区･幸町地区での目撃情報が寄せられています。**ペットのトイレは歩道や住宅前ではさせないようにしましょう！ペットの散歩時にはフンを入れる袋を持って、必ず持ち帰って処分しましょう！**

マナーを守ってきれいなまちづくりをお願いします。

ごみに関する豆知識

印字カートリッジ（パソコン用）

燃やすごみとして排出するほかに、販売店または津別郵便局にて回収しています（実施していない販売店もあります）。

発砲スチロール（容器・梱包用）

洗って資源ごみとなります。**食品の汚れ**が取れないものは**燃やすごみ**、**食品以外の汚れ**が取れず、指定ごみ袋に入るものは**埋めるごみ**となります。

肥料袋

プラマーク表示のあるものは**洗ってその他プラごみ**、**汚れが落ちない**ものは**燃やすごみ**となります。プラマーク表示のないものは、**埋めるごみ**となります。農業用については販売店へ処理を依頼してください。

津別町空家等対策計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しています

現行の津別町空家等対策計画が令和４年度末で期限を迎えることから、新たに計画年度を令和５年度からの５年間とし、津別町空家等対策計画の改訂を行うこととしました。改訂にあたり、広く町民の皆様からのご意見を募集しています。

募集期間　令和５年２月２７日（月）～令和５年３月２８日（火）

意見提出できる方　・町内在住者　・町内勤務者　・町内に事業所を有する法人、その他の団体

閲覧できる場所　・役場正面玄関ロビー　・中央公民館　・多目的活動センター　・町ホームページ

意見の記載方法　公表場所に備え付けの意見提出様式に記載してください。
（様式は、町ホームページからダウンロードすることも可能です）

意見の提出方法　意見提出様式を郵便、FAX、メール、直接持参のいずれかの方法で提出をお願いします。
提出先　〒092-0292　津別町字幸町４１番地　津別町役場建設課住宅係
FAX 番号 76 － 1217　メールアドレス toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp
なお、直接持参をされる場合は、建設課住宅係(庁舎２階２０番窓口)にお願いします。

その他　・いただいた意見に対して個別に回答することはありません。
・いただいた意見の概要とそれに対する考え方については別途公表します。

問い合わせ先　建設課住宅係２０番窓口　☎ 77 － 8390

津別町人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ（令和５年度第１回）

町では、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティー活動などさまざまな分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダー育成および町民の自主的なまちづくり活動を支援する「人づくり・まちづくり活動支援事業」を行っています。採択された事業には、補助金を交付しています。事業に応募される方・団体は、下記の要領でお申し込みください。

募集期間　3月1日(水)～２４日(金)

審査会　４月を予定（申請者による審査委員へのプレゼンテーション形式）

対象事業

人づくり活動支援事業

▶事業内容
町民が国内外で研修する事業

▶補助額
補助対象経費の１／２以内
※交付限度額：国内　８万円
国外２０万円

まちづくり活動支援事業

▶事業内容
町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業

▶補助額
補助対象経費の総額以内
※交付限度額：１００万円（下限額５万円）

応募書類　町ホームページ(https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/)からダウンロード、または住民企画課企画係までお申し出ください。

事業の採択　役場住民企画課の審査を経て、町民で構成された審査員による審査会を開催し、事業の採択を決定します（採択の可否は後日文書にて通知します）。

その他
●過去に申請した団体も別事業での申請が可能です。
●団体については、団体名義の口座が必要です（採択後に補助金を振り込むため）。
●補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。

今年度採択された事業（令和５年１月末現在）
〈まちづくり事業〉障がい児の青年期の自分らしいくらし方を考慮し障がい者支援を充実する事業
〈まちづくり事業〉ファイターズベースボールアカデミーによるフィールドクラブ開催

申請および問い合わせ先　住民企画課　企画係 14 番窓口　☎ 77 － 8374

年金ミニ知識

戸籍年金係8番窓口　☎77－8378

学生納付特例制度の申請について

令和４年度に「学生納付特例制度」で国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和５年度も引き続き在学予定の方は、日本年金機構より４月上旬に学生納付特例制度の申請書（はがき形式のもの）が送付されます。引き続き学校へ在学する場合は、申請書に必要事項を記入して返送することにより、令和５年度の申請ができます（学生証の写し、在学証明書の添付は不要です）。

申請書が届かなかった方や、初めて学生納付特例制度の申請をする方、学校を移った方などは４月以降に申請が必要です。年金手帳または基礎年金番号通知書・学生証の写しまたは在学証明書を持参し、手続きをしてください。手続きは北見年金事務所または役場戸籍年金係窓口でお願いします。

※承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。